

—本人確認のご理解とご協力をお願いいたします—

本人なりすましによる虚偽の届出の防止、個人情報を保護するため、平成20年5月1日から戸籍の届出や戸籍証明書等の請求に際しては「本人確認」が法律上のルールとなっております。「戸籍・住所変更等の届出」、「戸籍・住民票等の請求」の際には、本人確認書類の提示にご協力願います。